

平成22.9.20

なすしおばら

消費者だより

第11号

●発行 那須塩原市生活課 (☎0287-62-7126)

●編集 那須塩原市消費生活推進連絡会

消費者行政に思う!



皆さんご存じですか。食品偽装、食品安全問題、振り込め詐欺など私たち消費者を不安に陥れるコンプライアンス(企業倫理)違反が多発しています。こうしたことから、これまでの生産者優先を見直し「消費者の視点に立った政策」「消費者行政の一元化」を目的に消費者庁が設立されました。消費者被害を防止し、その安全を確保するために、基本方針の制定や消費者事故

などに関する情報の集約を行い、原因究明を行っています。消費者を取り巻く環境が急速に変化しているなかで、私たち消費者は、正しい情報を受け止め、主体的に合理的に行動できることが求められています。

年々悪質化している「オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺」いずれも現金を預金口座に振り込ませたり、訪問してキャッシングカードや金銭をだまし取る詐欺です。警察や金融機関の努力で減少していましたが、最近、増加し悪質化してきています。

那須塩原市生活学校では、数年前から消費者被害の拡大や未然防止のために『振り込め詐欺にご用心』という寸劇を公民館などで公演しています。①利用した覚えがなければ、現金を振り込まない。②請求の電話があっても、はっきり断る。③相手に自分の名前や住所を教えない。などを呼びかけています。

身近なグループへの公演依頼も受けていますので、ご連絡をお待ちしています。

身近なぐらしの安全情報

自転車用幼児座席の

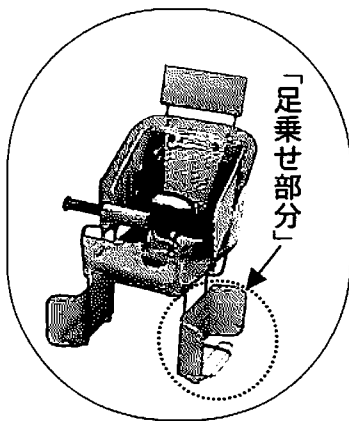
使用にご注意ください

消費者庁によると、自転車に子どもを乗せて走行中に、足乗せが折れ、子どもの足が車輪に巻き込まれ重傷を負うという事故が報告されています。



《事故防止のポイント》

自転車幼児用座席を取り付ける場合は、販売店で適切に取り付けしてもらってから使用しましょう。すでに取り付けられている場合も、適切に取り付けられているか確認が必要です。ぐらつきがないか定期的に点検することも大切です。特に事故の発生している『足乗せ部分』はよくチェックしましょう。



特集

身近に潜む悪質商法

テレビや新聞を賑わしている悪質商法について、みなさんはひとことだと思っていないませんか？
実は、被害に遭わないまでも怪しい電話や誘いがあります。

そこで、今回は、消費者のみなさんが、実際に体験したことや見聞きしたことを集めてみました。



*点検商法

換気扇の業者が来て、床下に入り写真を撮り説明が始まりました。私が一人だったので、「主人が帰宅してから」と言うと、「会社に戻ると安くできなくなるから、今、決断を」と迫られ、その日のうちに設置されてしまいました。
主人が帰宅したので、そのことを話したところ、「すでに設置されているので、解約して、いたずらでもされたら大変だから」とそのままあきらめました。

*催眠(SF)商法

「近所の空き地でいろいろなサンプル商品を配るので集まってください。」というふれこみがきました。
母が近所の人と一緒に行き、確かに8品くらいのサンプルを貰ってきましたが、実際は、健康器具の説明だったようで、お風呂に入れるゲルマニウム製の道具を15万円くらいで買ってしまったそうです。

*訪問販売 (ケース1)

「業務用掃除機なんですけど」と業者の人が来て、実際に布団の吸い取りを見せてくれ、涙ながらに過去にアレルギーで子供を亡くしたことを話してくれた。その掃除機は医療用として使用されていて、ハウスダストやアトピーに非常に効果があると言われ、我が家でも子供がアトピーだったので、購入してしまった。

*訪問販売 (ケース2)

ある日突然、祖父の今までの経歴(学校、職歴、役職など)と写真が入った大きな賞状のようなものを持ってきて、3万円くらいで売りつけられた。そのとき応対したのが祖母で、祖父が表彰されたと勘違いして購入してしまった。どこで経歴を調べてきたのかもわからず、気味が悪かった。

*ネガティブ・オプション (一方的に商品を送りつける商法)

お年寄りが留守番のとき、代金引換の荷物が送られてきました。たまたま私が帰宅し、身に覚えのないものだったのを受け取りを拒否し、発送元へ返送しました。その後、家族に確認しましたが、誰も心当たりがなく、このような詐欺まがいのことがあるものだと思います。

*ワンポイントアドバイス

☆心当たりの無い商品は、受け取らない。
☆お金を支払わない。

*振り込め詐欺

平日の午後、電話が鳴りました。「はい、〇〇です。」
「僕だけど・・・」〇〇男? どうしたの? 「実は携帯の番号を変えたんだ。ちょっとメモして」「はいはい」「でもどうして?」「どうも具合が悪くなっちゃって。買い換えただんだ。」「ふーん。そうなの。」(うーん! 〇〇男は、昼間にはめったに電話なんかしてこないのに。それに話しかけた



いつもと違うような?」「ねえ、なんだかいつもと調子が違うねえ。」「何言ってるんだよ。同じじゃないか。」「本当に〇〇男?」「もういいよ。家に帰ってからまた話すから。」
ここで確信できました。息子は、もう17年も前に実家を出ているのです。しょっちゅう家に帰ってくるわけではありません。もし、あのまま信用していたら、新しい携帯番号でのやり取りになり、お金の請求へと進んでいったことでしょう。
最初は、何の疑いも持たないのですが、長く話をしているとおかしな点が出てきます。すぐに相手の口車に乗らず、気持ちを落ち着かせるのだまされずにすむのかなと思います。

*ワンポイントアドバイス

☆お金を要求されたら怪しいと思い、いったん電話をきる。
☆家族や警察に相談する。

*ワンポイントアドバイス

☆ただより、高いものはない。
☆製品につられて、会場へ行かない。

*ワンポイントアドバイス

☆見知らぬ人の話は、要注意。
☆必要ないときは、キッパリ断る。

*ワンポイントアドバイス

☆必要ないときは、キッパリ断る。
☆契約をいそがせるときは要注意。

おまねがたいわん



***携帯電話トラブル**

大学生の息子の携帯に知らない番号から電話があり、以前開いた携帯サイトの料金が未納になっているとの連絡でした。親に知られたら叱られるとの思いで、小額だったので、バイト代で支払ったそうです。しばらくして、今度は他の業者から「300万円の未納がある。早く払わないとどんどん増えるぞ。」と脅かされ、怖くなり親に相談をしました。親子で消費生活センターへ相談に行き、警察へも連絡した結果、払う必要もなく、取立てに来ることもないと聞かされ安心しました。

ワンポイントアドバイス

- ☆安易に個人情報教えな
- い。
- ☆すぐにお金を振り込まない。
- ☆親や警察に相談する。

***架空請求**

「民事訴訟裁判告知書」と書かれたハガキが届きました。内容は「裁判所への出廷を拒否すると原告側の主張が全面的に受理され被告の給与や不動産等の差し押さえを強制執行する」と書いてありましたが、全く身に覚えがないので、相手先には何の連絡もせず無視しました。その後は何の連絡もありませんでした。

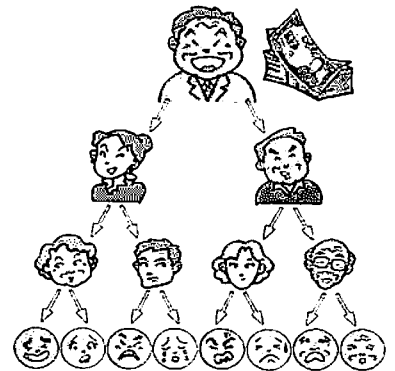
最近では、息子や娘の友達を装った電話があります。同級生ではと思い丁寧に対応しましたが、子供に聞くと、そういう名前の友達は居ないので断つて良いと言われました。振り込め詐欺もそうですが、色々と手を替え品を替えて、毎日の生活に入ってきます。今まで幸いにも被害に遭ったことは無いですが、自分の目や耳や口で確かめ、不審に感じたときは市の消費生活センターに相談するのいいと思います。

ワンポイントアドバイス

- ☆身に覚えのない請求は無視する。
- ☆業者にはいっさい連絡しない。
- ☆脅迫的な請求は警察へ届ける。

***無制限連鎖講**

(ねずみ講)



10年以上前の話ですが、知人が尋ねて来て「60万円出資すると元金以上にお金が戻ってくるからどう」とねずみ講の話を持ちかけられました。私たちは「知人が少ないのと出資金が無いので、出来ません。」とはっきり断りました。後日、テレビで「ねずみ講」の話が流れていました。他の人を巻き添えにしないで良かったと胸をなでおろしました。

ワンポイントアドバイス

- ☆ねずみ講は、法律で禁止されている。絶対に耳をかさない。
- ☆似たような手口で商品等を扱う「マルチ商法」があります。

***個人情報流出に注意!**

〈ケース1〉

引越しをして間もなく「学校のPTA会費の集金に伺います。」と電話がありました。再度、確認の電話があり、今度は主人が電話を受けました。その後、会費の集金に来ることもありませんでしたが、近所の人に聞くとPTA会費は集金に来ることは無いと言われ怖くなりました。

〈ケース2〉

「〇〇さん、いらっしやいますか?」と丁寧な電話「〇〇は、今、家にいません。会社の方ですか?」私は全く疑いもせず、息子の会社の同僚と思い話した。相手も「はい」

ワンポイントアドバイス

- ☆安易に個人情報を教えな
- い。
- ☆知らない人からの電話は要注意。

暮らしのヒント

梅雨シーズンを迎えました。防災のために...

- ・保存のきく食糧の備蓄を心がけましょう。
- ・枕元に、避難用の靴を準備しましょう。
- ・おちよつとした注意で、家庭の事故を防ごう...
- ・子どもの手が届くところにライターを置かない。
- ・魚焼きグリルはこまめにお掃除しましょう。
- ・油污れから火災の恐れがあります。

インフレーション 米粉を使った料理はいかがい!

日本人の食生活が、米中心の食事から欧米型に移行したことから、日本の食料は小麦を始め、多くの食料を輸入に頼っています。そんななかで日本の気候に適した農作物である「米」の消費拡大に目を向け考え出された米粉の利用は、食料の自給率を高めるうえで、重要なことだと思えます。

米粉の良さは、人間に必要なアミノ酸のバランスが優れていることや、油の吸収率が低いこと、ダマになりにくいなどです。パンやケーキ、天ぷら、シチューなどの料理が簡単にできて、とてもヘルシーといわれています。

今は小麦粉より値段がやや高めですが、これも需要が増えれば安価になり、販売店も増えて、消費者が求めやすくなると思います。

生産者だけでなく私たちも、米の消費拡大や食料自給率を一緒に考えてみませんか。



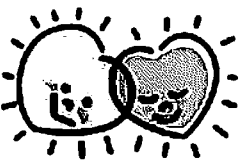
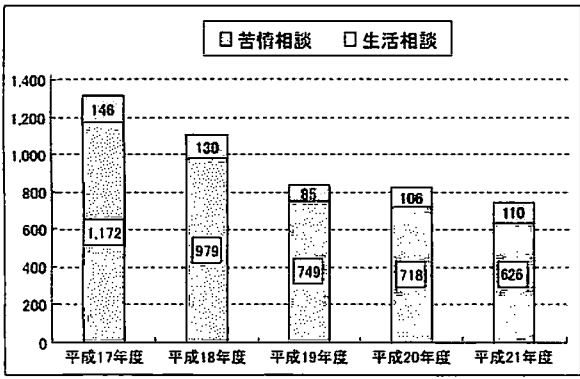
消費生活センターから

消費生活に関する相談は
消費生活センターへ

◆開設日 月～金曜日（祝日は除く）
◆開設時間 8:30～17:00
☎0287-63-7900

平成二十一年度の相談状況

相談件数は、七三六件で前年度より八八件減少した。苦情相談は六二六件で前年度より九二件減少、生活相談



は一一〇件で四件増加した。苦情相談の減少した主な要因は架空請求・不当請求が減少したことによる。苦情の多い商品を見ると、多重債務等の融資サービスが第一位で一七二件、苦情相談全体に占める多重債務相談の割合が多い。

第二位は放送・デジタルコンテンツ等六二二件、利用した覚えのない有料情報サイト、アダルトサイトにつながり高額な利用料を請求された等の相談。

第三位は商品一般で四三二件身に覚えのない債権について連絡を求めるハガキや封書、電子メール等で送付される架空請求で、激減してきたものの業者名や名目を次々と変えてきている。

悪質業者はあの手この手で消費者を狙っています。悪質商法などの被害で困ったときは、できるだけ早く相談してください。

多重債務相談のご案内

一日も早く借金に悩む生活から抜け出し、生活を再建させましょう。

当センターでは、相談者とともに問題を整理し、よりよい解決に結びつけるため法律専門家等への橋渡しをします。一人で悩まないで早く相談してください。

出前講座のご案内

悪質商法にだまされたいための出前講座を行っています。高齢者グループ・女性団体・サークル・高等学校などを対象に、無料で講師を派遣します。

相談事例に基づいた対処方法をわかりやすく解説しますので、お気軽にご利用ください。

- ◇曜日 月曜日～金曜日（祝日は除く）
- ◇所要時間 一時間～一時間三十分
- ◇申し込み先 消費生活センター
- ☎0287-63-7900

編集後記



今年の夏はまさに猛暑！「暑い」のひと言につきましました。これも地球温暖化の影響でしょうか。

消費者だより第11号は、悪質商法を取り上げました。もぐら叩きのように、次から次へと新種の詐欺が台頭してきます。

今回掲載されている事例は、実際に私たちの身近でおきた体験を取材しました。意外に多いことが驚きです。

「私は大丈夫」と思っています。相手は詐欺のプロ。冷静な判断が求められます。

おかしいと思ったら、市の消費生活センターへご相談ください。

まもなく秋分。暑さを乗り切ったごほうびに、実りの秋に期待しましょう。